

## 新型コロナウイルス感染症に関する給付金のご請求書類について

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客様への給付金のお支払いについて、医療機関の事情等により、自宅またはその他病院等と同等とみなせる施設で治療を受けられる場合（以下、「みなし入院」といいます）も、生命保険協会のガイドラインに基づく特別取扱として、入院給付金等のお支払いの対象<sup>(注)</sup>としています。

注)対象契約は「医療終身保険（無解約払戻金型）」、「引受緩和型医療終身保険（無解約払戻金型）」となります。

これまでは、「みなし入院」の入院給付金等のご請求にあたり、「新型コロナウイルス感染症に罹患したこと」がわかる証明書として、「保健所・自治体が発行する証明書」（以下、「療養証明書」）を提出いただいておりますが、医療機関や保健所における更なる負担軽減を進める観点から、原則として「療養証明書」の発行を求めない事務体制を構築しました。

「療養証明書」の代替となる書類については、以下のとおりです。

これまでの取扱	2022年9月2日以降の取扱
1) My HER-SYS の画面 <u>(氏名・HER-SYS ID・診断年月日が記載された画面)</u>	1) My HER-SYS の画面 <u>(氏名・HER-SYS ID・診断年月日が記載された画面)</u>
2) 「宿泊・自宅療養証明書」や就業制限通知・就業制限解除通知 等	2) 上記1) を準備できない場合、以下の書類 <u>・医療機関で実施された検査結果通知（氏名・陽性検査結果・検査日または検査結果判明日・医療機関名の記載があるもの）</u>

※ 「療養証明書」をお持ちの場合は、その「療養証明書」でご請求いただけます。

※ 療養期間が12日以上となった場合、療養期間がわかる証明書(保健所や自治体、医療機関等が発行したもの)をご提出いただくことが必要です。

### 【お問合せ先】

はなさく生命お客様コンタクトセンター  0120-8739-17

受付時間[月～土曜日 9:00～18:00]

(祝日、12/31～1/3を除く)